



神奈川県

健康医療局生活衛生課



みずちゃん

専用水道の設置者さまへ

# 地震防災応急計画の作成をお願いします

専用水道の設置者は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日法律第73号）第7条の規定に基づき、「地震防災応急計画」の作成、知事への届出及びその写しの市町村長への送付が義務付けられています。

## 対象地域

大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化対象地域が対象となります。神奈川県内では次の市町が対象です。（2012.4.1～）

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

## 提出書類

- 地震防災応急計画届出書（法施行規則別記様式第1）
- 地震防災応急計画（1部）及びその写し（1部）※
- 当該施設の位置を明らかにした図面（2部）
- 当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面（2部）※

※ 2の写し及び4については、地震防災規定の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書類（法施行規則別記様式3等）（2部）をもって替えることができます。

| 専用水道の設置場所                    | 提出窓口                        | 郵便番号     | 所在地              | 電話番号         |
|------------------------------|-----------------------------|----------|------------------|--------------|
| 平塚市、大磯町、二宮町                  | 平塚保健福祉事務所<br>環境衛生課          | 254-0051 | 平塚市豊原町<br>6-21   | 0463(32)0130 |
| 秦野市、伊勢原市                     | 平塚保健福祉事務所<br>秦野センター 環境衛生課   | 257-0031 | 秦野市曾屋<br>2-9-9   | 0463(82)1428 |
| 小田原市、箱根町、真鶴町、<br>湯河原町        | 小田原保健福祉事務所<br>環境衛生課         | 250-0042 | 小田原市荻窪<br>350-1  | 0465(32)8000 |
| 南足柄市、中井町、大井町、<br>松田町、山北町、開成町 | 小田原保健福祉事務所<br>足柄上センター 生活衛生課 | 258-0021 | 開成町吉田島<br>2489-2 | 0465(83)5111 |
| 厚木市、海老名市                     | 厚木保健福祉事務所<br>環境衛生課          | 243-0004 | 厚木市水引<br>2-3-1   | 046(224)1111 |
| 茅ヶ崎市、寒川町                     | 茅ヶ崎市保健所                     | 253-0041 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎<br>1-8-7 | 0467(85)1171 |

※ 提出書類1から4の写しを送付書（法施行規則別記様式第2）とともに設置場所の市町に提出してください。

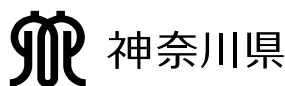
※ 市の区域（茅ヶ崎市を除く。）については、水道法に基づく届出等の提出窓口と異なりますのでご注意ください。

※ 地震防災応急計画（記載例）、地震防災応急計画届出書及び市町への送付書については、当課のホームページ「地震防災応急計画の作成等に係る事務について」を参照してください。



「地震防災応急計画の作成等に係る事務について」

（令和元年11月）



健康医療局生活衛生部生活衛生課 動物愛護・水道グループ  
横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話(045)210-4955

【法令等抜粋】

○ 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号）

（地震防災対策強化地域の指定等）

第 3 条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが大いに認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。

○ 東海地震に係る地震防災対策強化地域を指定（平成 24 年 3 月 30 日号外内閣府告示第 41 号）

東海地震に係る地震防災対策強化地域（神奈川県のみ抜粋）

| 都県名  | 区域   |
|------|--|
| 神奈川県 | 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡（寒川町）、中郡（大磯町、二宮町）、足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）及び足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）の区域 |

（地震防災応急計画）

第 7 条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第 1 項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

1～3 （略）

4 前 3 号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 （略）

3 地震防災応急計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、地震防災応急計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。

4 地震防災応急計画は、当該施設又は事業についての地震防災応急対策に係る措置に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 地震防災応急計画は、地震防災強化計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

6 第 1 項又は第 2 項に規定する者は、地震防災応急計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（地震防災応急計画の特例）

第 8 条 前条第 1 項又は第 2 項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第 1 項の政令で定める施設又は事業に関し同条第 4 項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。

1～8 （略）

2 （略）

○ 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年 12 月 12 日政令第 385 号）

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第 4 条 法第 7 条第 1 項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

1～19 （略）

20 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業又は同条第 6 項に規定する専用水道

21～23 （略）

（地震防災応急計画で定めるべき事項）

第 6 条 法第 7 条第 4 項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての大規模な地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（地震防災応急計画の届出等の手続）

第 7 条 法第 7 条第 6 項の規定による地震防災応急計画の届出及びその写しの送付並びに法第 8 条第 2 項の規定による地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。

2 （略）

○ 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年 8 月 6 日総理府令第 38 号）

第 1 条の 2 令第 7 条第 1 項に規定する地震防災応急計画の届出は、地震防災応急計画 1 部及びその写し 1 部を別記様式第 1 の届出書とともに提出して行うものとする。

2、3 （略）

4 前 3 項の届出書又は送付書には、令第 7 条第 1 項の規定により、次の書類を添付しなければならない。

1 当該届出書又は送付書が令第 4 条第 1 号から第 8 号まで、第 13 号から第 16 号まで、第 17 号、第 20 号又は第 23 号に掲げる施設に係るものである場合に於ては、当該施設の位置を明らかにした図面

2 当該届出書又は送付書が令第 4 条第 9 号から第 12 号まで、第 16 号の 2 又は第 18 号から第 22 号までに掲げる事業に係るものである場合に於ては、当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面（同条第 11 号又は第 12 号に掲げる事業に係るものである場合に於ては、航路図又は運行系統図を含む。）及び地震防災応急計画の写し又は地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面

5 前項の添付すべき書類（次条において「添付書類」という。）の部数は、大規模地震対策特別措置法（以下「法」という。）第 7 条第 6 項の規定による地震防災応急計画の届出の場合に於ては 2 部、同項の規定による地震防災応急計画の写しの送付又は法第 8 条第 2 項の規定による地震防災規程の写しの送付の場合に於てはそれぞれ第 2 項又は第 3 項に定める部数と同数とする。